

外形標準課税に係る Q&A（対象法人など）

Q1 期末の資本金は 8 千万円ですが、資本金等の額が 1 億円を超えている場合には、外形標準課税の対象になりますか。

A 事業年度末日の「資本金」が 1 億円を超えていれば、外形標準課税の対象になります。したがって、期末の資本金が 8 千万円の場合、資本金等の額にかかわらず、外形標準課税の対象とはなりません。（法 72 の 2②）

Q2 期首の資本金が 1 億円を超えていましたが、期中に減資を行ったため、期末の資本金が 1 億円以下となっている場合には外形標準課税の対象になりますか。

A 外形標準課税の対象になるかどうかは、事業年度末日（仮決算に基づく中間申告を行う場合にはその事業年度開始の日から 6 月の期間の末日、清算中の場合にはその解散の日）の現況によって判定します。したがって、期首の資本金が 1 億円を超えていた場合であっても、減資により期末の資本金が 1 億円以下となっていれば、外形標準課税の対象とはなりません。（法 72 の 2②）

Q3 外国法人が、外形標準課税の対象となるかはどのように判定しますか。

A 外国法人についても、内国法人と同様に、事業年度末日の資本金が 1 億円を超えているかどうかで判定します。外国法人の資本金は、当該事業年度末日の電信売買相場の仲値により換算した額になります。なお、電信売買相場の仲値は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによりますが、その法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これによることを認めています。（取扱通知 4 の 6 の 1）

Q4 2 つ以上の都道府県に申告する場合は、それぞれ所在する事務所等の付加価値額を申告するのですか。

A 2 つ以上の都道府県に事務所等がある場合は、課税標準の総額を分割基準によりあな分してそれぞれの都道府県に申告します。付加価値額についても、分割基準によりあな分する必要があります。（法 72 の 48①）

Q5 単年度損益が欠損の場合は、どのように付加価値額を計算するのですか。

外形標準課税に係る Q&A（対象法人など）

A 単年度損益は、繰越欠損金控除前の所得金額であり、収益配分額に加えて付加価値額を計算します。単年度損益が欠損の場合は、負数を加えて計算することとなります。そのため、付加価値額は単年度損益を加える前より減少します。

なお、単年度の損失が大きく、付加価値額がマイナスとなる場合は、付加価値額は0円となります。（法72の18、取扱通知4の5の1）